

Dグループ 分科会集約

〔前文的なこと〕

- ①地域自治組織をきちんと担保すべき。民意を把握する代表機関として認め、活用すべきである。
- ②「男も女も」性別にかかわらず、その力を十分に発揮できるまちづくりを進めていくため、男女共同参画の意識を入れていきたい。
- ③議会の地位 意思決定機関である。

〔議会・議員に関すること〕

《議会の情報公開と説明責任》 議会は、必要な情報を積極的に市民に公開し、市民の市政に対する関心を深め、もって市民の市政への参加を促すとともに、説明責任を果たすべきである。

《議会の市民参加》 市民を代表する議会は、その性格から鑑み市民参加を推進し、市民と協働してその活動の成果を上げる。

《議会と市長との関係》 選挙により市民から選ばれた議員と市長は、市民の意思を的確に反映するために健全なる緊張関係を保たなければならない。

- ①議会・議員は住民の声と心を代表し代弁するだけの役割に終始するだけでなく、時には住民に訴え、時には指導して、その実現に積極的に努力することが大事である。
- ②議会・議員は全体の代表者であり、奉仕者である。議員の一言一句は住民の意見であり、住民からの声であるべきである。よって、住民の声、住民の意志を把握するため、住民の中に飛び込み、対話を重ねることに努めるべきである。
- ③議会の使命は、具体的施策を最終的に決定することと、行財政の運営や事業実施を監視することである。
- ④議会は地方公共団体の意思決定機関であることを認識し、法律を遵守し、公正、公平、効率的に民主的な運営に努めなければならない。

〔住民投票に関すること〕

《市長は、市政運営上の重要事項に関して直接市民の意思を問う必要があると認められるとき、住民投票を実施することができる。》

《住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、資格者、投票の方法、成立要件及び結果の取扱い、その他住民投票の実施に関し、必要な事項については、別に条例で定める。》

①地方自治は代表民主制でやるべきであって、安易に住民投票に持っていくべきではない。

基本的人権を侵害すること以外の案件については、住民投票を認めるべきではない。住民投票は最後の手段とするべきである。

②住民投票に頼らずに、自治会、議会、行政等それぞれにフィードバックして議論する。そうすることの方が効果的である。

③住民投票実施については、市長と議会の合意が必要。

④議会と住民投票の権能の違いをはっきりさせておかないといけない。

⑤住民投票の有効性は何か、押さえておく必要がある。

⑥直接民主主義 代表民主主義をごちゃごちゃにして考えるべきでない。

⑦自治体における住民投票の意義

⑧住民の意思表示の場としての住民投票の手続きを規定するかどうか。

⑨自治基本条例に関しての住民投票を盛り込むべき。

⑩自治組織では拾えきれないだろう市民意識を反映する道としての住民投票

⑪住民意識調査権を首長が持ち、住民投票権を市民（及び自治組織）が議会に委ねる形で持ち、それぞれに住民の意識を担保する形とする。

【その他】

①子どもを産み育てることはすばらしい、みんなで応援しよう、という思いを入れたい。

②当たり前の社会が作れる、そのための条例を作りたい。

③自治基本条例の策定のやり方が他の模範とされる。心してやらないといけない。